

新型コロナウイルス感染症に係る登園について

次のような場合には、登園できません

- (1) 園児に発熱等の風邪症状がみられる場合
- (2) 同居のご家族の方に仕事や学校を休まれたり、病院を受診されたり等、日常生活に支障をきたすような発熱等の風邪症状がみられる場合
- (3) 園児が接触者及び濃厚接触者として PCR 検査を受検する場合
- (4) 同居のご家族の方が接触者及び濃厚接触者として PCR 検査を受検する場合
 - ※ 同居のご家族の方が、濃厚接触者として PCR 検査を受検し、陽性となった場合は保健所の指示に従ってください。
 - ※ 保護者の方等が職務上の理由（事業所の方針等）等により、任意に PCR 検査を受ける場合は含みません。
- (5) 園児の感染が判明した場合、又は園児が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- (6) 同居のご家族の感染が判明した場合

いずれも、登園停止となります

※ また、こうした状況の中、感染を懸念され用心のためにお休みされる場合は、欠席扱いにはしません（出席扱いとします）のでその旨をお伝えください。

これまでも、新型コロナウイルス感染防止対策についてはたくさんをお願いをしておりますが、今後共、ご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。